

国土交通省所管公共事業の評価と 実施要領改定の概要

国土交通省所管公共事業の評価と実施要領改定の概要

【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

【事業評価の位置付け】

政策評価法（平成14年4月1日施行）における政策評価制度の一環

全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）

新規事業採択時評価（平成10年度～）
再評価（平成10年度～）
事後評価（平成15年度～）

【評価結果の積極的な公表】

- 平成12年度より評価結果はインターネット等で公表
- 平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表
- 平成20年3月より再評価を行う際の視点（投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）を記載し公表内容を充実

< 事業評価の新たな取り組み >

赤字がH22.4.1改定事項

都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。

新規事業採択時評価（本省）…平成21年度より導入

再評価（地整）…平成22年度より導入（平成21年度は道路事業で試行）

第三者による事前審査の充実

新規事業採択時評価（本省）…平成21年度より導入

再評価（地整）…より透明性・客観性を高めるため「事業評価監視委員会」委員を別紙の通り平成22年4月に見直しを行った。

* 委員会の資料を検証可能なものに改善…平成21年度度から実施。

国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。…平成21年度より導入

再評価実施時期の短縮

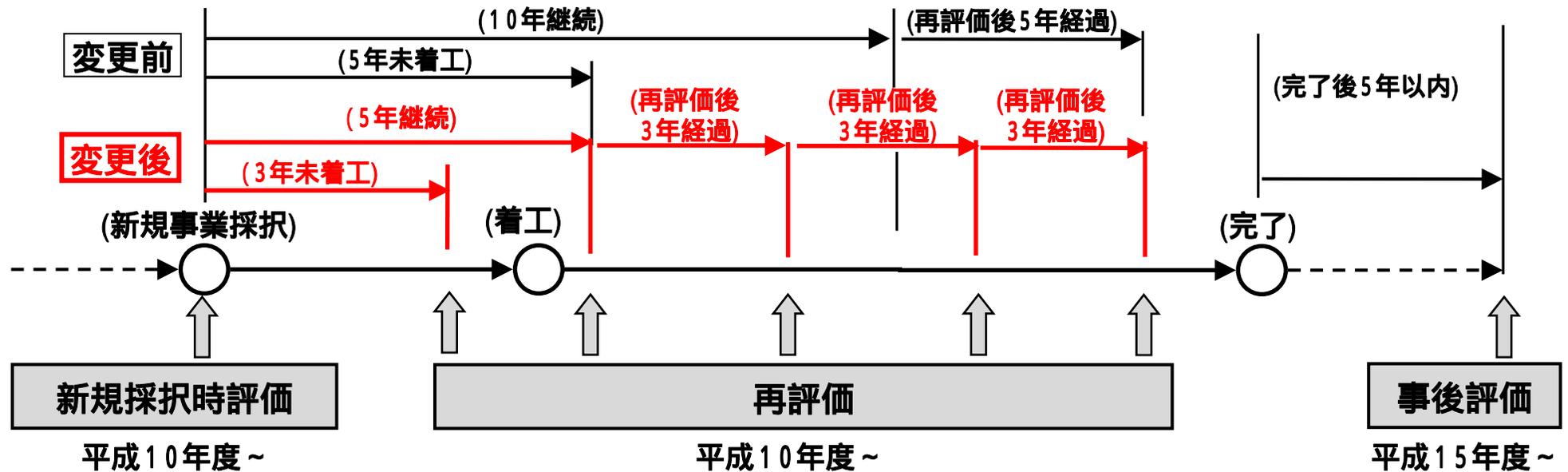
事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

…平成22年度より導入

	現 行	改 定
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎

H22年度から導入した事項については、H22.4.1に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し規定。

国土交通省所管公共事業の事業評価の流れ



【新規事業採択時評価】 新規事業の採択時において事業評価を行うもの。平成10年度から導入。
新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施。

【再評価】 一定期間が経過している事業(事業採択時から3年経過して未着工、5年経過して継続中の事業)
社会情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業
について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】 事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

<事業評価の対象事業>

国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業(特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。)
- (3) 補助事業等(国庫からの補助、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。)

関東地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設」に係る再評価実施要領」(平成22年4月1日付け国官総第367号の2、国官技第369号の2 国土交通事務次官通達。以下「再評価実施要領」という。)、事後評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領」(平成20年7月1日付け国官総第164号の2、国官技第47号の2 国土交通事務次官通達。以下「事後評価実施要領」という。)に基づいて関東地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する関東地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、関東地方整備局長(以下「局長」という。)の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の対応方針(原案又は案)の提出を受け、実施要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- 二 審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針(原案又は案)について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員は12人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。なお、再任を妨げないが、最長6年を限度とする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理する。
- 7 委員長に事故等があり、委員会に参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 8 整備局以外の事業主体が実施する事業と整備局が実施する事業とが密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価及び事後評価を実施する事業の審議において、委員会運営上必要と認められる場合は、整備局以外の事業評価監視委員会の委員を特別委員とし委嘱することができる。
- 9 事業の特性や技術的判断を適切に反映した委員会運営とするため、特定事項に関する専門知識を有する者等を、外部専門家等として委嘱することができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、審議方法を定めた関東地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、整備局企画部企画課において処理する。

(その他)

第6条 整備局以外の事業主体が実施する事業と整備局が実施する事業とが密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価及び事後評価を実施することが効率的な場合には、委員会の審議対象とすることができるものとする。

(附則)

第7条 本規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 本規則の施行に伴い、「関東地方整備局事業評価監視委員会規則(平成21年12月24日(策定))」は廃止する。

関東地方整備局事業評価監視委員会運営要領

【目的】

本運営要領は、関東地方整備局事業評価監視委員会規則(平成22年4月1日付け)(以下「委員会規則」という。)第4条第2項に基づき、関東地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

【事業評価監視委員会の運営に関する事項】

(会議の開催時期)

第1条 会議の開催時期は、予め事務局が各委員と日程調整を行った結果をもとにするか、または会議の中で次回開催時期の調整を行った上で事業評価監視委員会委員長(以下「委員長」という。)が決定する。

(会議の招集)

第2条 会議は、関東地方整備局長(以下「局長」という。)の要請を受け、委員長が招集する。

(会議の招集の通知)

第3条 委員長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び審議する事項をあらかじめ委員及び外部専門家等に通知しなければならない。

(欠席の通知)

第4条 委員及び外部専門家等は、会議の招集を受けた場合において、事故等のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に通知しなければならない。

(会議の成立条件)

第5条 会議は委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議事)

第6条 委員長は、必要があると判断した場合には、会議における審議の結果を少数意見も含めてとりまとめ、局長に対して意見の具申を行うものとする。

(議事内容の作成)

第7条 会議の議事内容は事務局が作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

【地域的特性や技術的判断を審議に反映する方法に関する事項】

(外部専門家等)

- 第8条 事業の特性や技術的判断を審議に反映するために、特定の事項について外部の意見を聴く必要があるときは、委員長は、委員以外の学識者等に対して会議への出席、又は書面による意見の提出を求めることができる。
- 2 局長は、委員長の求めに応じて外部専門家等の委嘱を行う。
 - 3 外部専門家等は委員会における議決権を持たず、また、外部専門家等の意見をもって委員会の意見とする事はできない。

(関係者の意見聴取等)

- 第9条 委員長は、委員会において必要があると認めるときに、再評価及び事後評価実施主体等の関係者の出席を求めてその説明を聴くこと、又は関係者から資料の提出を求めることができる。
- 2 関係者として出席を求められた者は、事故等のため出席できないときは、その職務を代理する者を会議に出席させることができる。

【審議過程の透明性の確保に関する事項】

(会議の公開について)

- 第10条 委員会の会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事業の関係者に対し、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料等の公表について)

- 第11条 議事内容の公開に合わせ、会議に提出した資料等について公開するものとする。
- ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

【その他委員会を運営する上で必要となる事項】

(特別委員)

- 第12条 委員会の会議に特別委員を加える場合には、本運営要領の第3条、第4条、第7条における「委員」を「委員と特別委員」に読み替えるものとする。

(要領の改正)

第13条 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、委員長の判断により、会議を招集し運営要領を改正することができる。

(附則)

第14条 本運営要領は、平成22年4月1日から適用する。

2 本要領の施行に伴い、「関東地方整備局事業評価監視委員会運営要領（平成21年12月24日（策定））」は、廃止する。